

出雲駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

一連番号	件名	納入場所	納期	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積り合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
OC55	産業廃棄物等収集運搬・処分 (廃液)	出雲駐屯地	8. 3. 31	8. 1. 20	8. 1. 28 1030	8. 1. 28 1030	/	
		以下余白						

4 契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒693-0052

住所 島根県出雲市松寄下町1 1 4 2 1

契約機関名 陸上自衛隊出雲駐屯地 契約班 担当：三島

電話番号 0853-21-1045 (内線) 347

FAX 0853-21-5975

5 仕様書に関する問い合わせ先

〒693-0052

住所 島根県出雲市松寄下町1 1 4 2 1

出雲駐屯地業務隊 補給科 担当：梅木

電話番号 0853-21-1045 (内線) 351

FAX 0853-21-5975

見 積 書

件名リスト一連番号	OC55
-----------	------

金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

件 名	規格	単位	数量	単 価	金 額
産業廃棄物等収集運搬・処分（廃液）	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納 入 場 所	出雲駐屯地		納 期	令和8年3月31日	
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間		令和8年1月28日	

上記の公示に対して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

分任契約担当官

陸上自衛隊出雲駐屯地

第356会計隊出雲派遣隊 中村 亮 殿

住 所

会 社 名

代表者名

市場価格調査書

件名リスト一連番号	OC55
-----------	------

金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

件名	規格	単位	数量	単価	金額
産業廃棄物等収集 運搬・処分（廃	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	出雲駐屯地	納期	令和8年3月31日		

分任契約担当官

陸上自衛隊出雲駐屯地

第356会計隊出雲派遣隊 中村 亮 殿

年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

仕 様 書

産業廃棄物等収集運搬・処分 (廃液)	仕様書番号	27
	調達要求番号	5RLZ1AH0116
	作成年月日	令和8年1月15日
	作成部隊	出雲駐屯地業務隊補給科

- 1 件 名：産業廃棄物等収集運搬・処分（廃液）
- 2 場 所：島根県出雲市松寄下町1142-1 陸上自衛隊出雲駐屯地
- 3 期 間：物品の引渡しは、契約締結～令和8年2月27日までとし、処分終了後、全ての書類の提出をもって役務完了とする。
- 4 概 要：本役務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、出雲駐屯地で発生した廃液（油脂・塗料等）の収集運搬・処分について実施するものであり、本仕様書によるほか、関係法令等に従い履行するものとする。
- 5 役務内容
 - (1) 水性塗料【汚泥】（29.3kg／2缶）（使用不能）
 - ア 数 量：29.3Kg（容器含む）
 - イ 荷 姿：一斗缶（180缶）
 - ウ その他：一斗缶（容器）を含む処分
 - (2) 油性塗料【引火性廃油】（105.7Kg／11缶）（使用不能）
 - ア 数 量：105.7Kg（容器含む）
 - イ 荷 姿：金属缶各種
 - ウ その他：金属缶（容器）を含む処分
 - (3) 不凍液【廃アルカリ】（ドラム缶／10缶）（使用不能）
 - ア 数 量：2,000ℓ
 - イ 荷 姿：ドラム缶
 - ウ その他：ドラム缶の貸与可能（官側へ要返却）
 - (4) ガソリン混合廃油【引火性廃油】
 - ア 数 量：200ℓ
 - イ 荷 姿：ドラム缶
 - ウ その他：ドラム缶の貸与可能（官側へ要返却）
- 6 提出書類
 - (1) 契約後（速やかに）
 - ア 産業廃棄物処分業許可証（写） 1部
 - イ 産業廃棄物収集運搬業許可証（写） 1部
 - (2) 廃棄物引き渡し後（速やかに）
 - ア 産業廃棄物管理票（A票）
 - イ 上記の他、官側が指示した書類
 - (3) 最終処分終了後
産業廃棄物管理票（B2票・D票・E票）
- 7 仕様書に関する疑義等
受託者は、この仕様書に疑義を生じた場合及び不明な点がある場合には、官側と協議の上実施するものとする。（マニフェストは受託者が準備）